

三重県環境基本計画

～ 持続可能な「スマート社会みえ」をめざして ～

令和2年3月

三重県

V. 共通基盤施策



(注) 関連する SDGs の項目（ゴール）のアイコンを記載（特に関連の深い項目については、囲み線により強調）

「V 共通基盤施策」については、「I 低炭素社会の構築」、「II 循環型社会の構築」、「III 自然共生社会の構築」、「IV 生活環境保全の確保」の各施策を推進していくための“エンジン（駆動力）”として位置づけています。

持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現のためには、県民、事業者等の多様な主体が協創を通じた環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことが必要不可欠であり、環境教育・環境学習や環境活動の推進、事業者については環境経営を推進することなどが重要となります。

i 環境教育(持続可能な開発のための教育(ESD)⁴⁸)・環境学習の推進

環境問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、家庭や地域、職場等あらゆる場所で解決に向けて取り組んでいくべき課題です。

一人ひとりが、この課題を自らの問題としてとらえ、自ら行動するよう促していくためには、私たちが豊かな環境に支えられ、その恵みで生活していることを認識し、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域やあるいは地球規模の環境に大きな影響を与えることを理解していなくてはなりません。

それを理解するためには、知識だけではなく、「体験」を通じて、環境問題への気づき、環境保全への行動を引き出していくような仕掛けづくりをしていく必要があります、子どものころからの学びと指導できる人材の育成が急務となっています。

三重県には豊かな自然を学ぶフィールドが随所にあり、私たちは日常の中でそれらに触れ、自然や環境の大切さを無理なく学べる環境にあります。こうした恵まれた環境を活用しながら、一人ひとりが「環境」の価値と重要性をみだし、全ての県民の皆さんが環境における「協創」に積極的に取り組んでいただけるよう、環境教育や環境学習を推進していきます。

【主な取組】

・ 学校教育における環境教育・環境学習

- 各学校において、新学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた環境教育に関する全体計画を作成し、地域や家庭と連携しながら「学校環境デー」を中心とした取組の充実を図るとともに、創意工夫ある取組事例等を県の Web サイトに掲載するなど、広く情報発信します。
- 四日市公害を経験した三重県の経緯を子どもたちに適切に伝えるなど、独自性を生かした環境教育を行います。

⁴⁸ ESD については、脚注(49)を参照のこと。

- ▶ 子どもたちが自然に触れる体験をしたり、体験で得た知識・技能を活用したりすることで課題を解決する能力を育てるために、教員等を対象とした環境教育に関する指導内容や指導方法等の研修を実施し、資質の向上を図ります。
- ▶ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動等における環境に関する教育の充実を図るとともに、地域や学校の実態・特性を十分に生かした環境美化・環境保全活動に積極的に取り組みます。
- ▶ 県立学校において、総合的な探究の時間や理科・家庭科・保健体育科等の各授業における探究的な学習、生徒会活動やホームルーム活動等の機会を通じて、生徒が主体的に環境問題の解決に関わる取組を推進します。また、SDGsに関連する世界で起こっている地球環境問題について、生徒が課題を理解し、地球的視野でとらえ、解決をめざす取組を推進します。

・ 地域や社会における環境教育・環境学習

- ▶ 市町、民間団体等との連携や三重県環境学習情報センター等の活用により、ESD（持続可能な開発のための教育）⁴⁹の考え方をベースにした体験型・参加型の環境教育・学習の充実を図り、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めます。
- ▶ 地域や社会において環境学習の指導者となる人材を育成し、自立して実践的な活動を行えるよう支援を行います。
- ▶ 三重県地球温暖化防止活動推進センターがプラットフォームとなり、地球温暖化防止活動推進員が地域や学校等で実施する出前講座等を通じて、地球温暖化のメカニズムを理解しその影響を知るとともに、対策を探り自ら活動する人づくりを進めます。
- ▶ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づく「体験の機会の場の認定」制度を活用し、民間企業等と連携して県民に環境保全活動を体験する場を確保します。
- ▶ 自然に対する理解を深めるため、「三重県民の森」や「上野森林公園」において、自然観察等の体験学習を充実するとともに、県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた取組を促進します。また、森林や木の文化を次世代に継承するため、森林環境教育を進めます。
- ▶ 三重県総合博物館（MieMu）においては、環境学習の場として、市町や学校、企業等の関係機関、地域の多様な主体等と連携協力し、地域の自然と歴史・文化に関する資産を保全・活用する人材育成支援等を行います。

⁴⁹ ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されており、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のことをいいます。ESDは、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、環境・貧困・人権・平和・開発といったさまざまな地球規模の課題を自らの問題としてとらえ、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のことです。

- ▶ 市町や事業者等との連携を通じて、クリーンセンター（廃棄物処理施設）や下水処理場をはじめとする環境関連施設や「四日市公害と環境未来館」等の環境学習施設を子どもたち等の環境学習の場として活用するとともに、私たち一人ひとりが環境の保全に取り組むための契機となるような環境学習活動を促進します。

ii 環境活動の推進

環境保全のためには、一人ひとりがその意識を持って、環境に配慮した行動を実践していく必要がありますが、個人だけでは、情報の収集が難しく、また、活動の範囲も限られてしまいます。

地域の自治組織やNPO等とのつながりを通じたグループ活動によって、より大きな効果を得られるとともに、こうした活動は、環境保全の担い手の裾野が大きく広がるきっかけにもなります。

さらに、多くの主体の連携による取組は、薄れがちになりつつある地域における絆や人間関係をより豊かにすることにつながり、こうしたネットワークが一つの社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）として、地域づくりの大きな柱となります。

このような観点から、環境活動を支えるさまざまな主体が「環境」の分野において、活躍の場をみだし、「協創」することができるよう、その活動を支援していくとともに、それらの連携を促進していきます。

また、県民一人ひとりが、買い物や食事等、日常生活の場面で、環境に配慮した行動を実践し、企業やNPO、地域の自治会等あらゆる主体がさまざまな環境保全活動を展開し、互いにつながり、支え合う地域循環共生圏の形成に向けた取組を推進します。

【主な取組】

・ 指導者の育成

- ▶ 地域で環境保全活動を展開する指導者を養成し、地域において活動できるよう支援を行っていきます。また、そのような人材が活動できる場の提供について支援します。

・ 環境保全活動の支援、促進

- ▶ 河川・海岸・道路等の環境美化については、さまざまな主体による取組が広がる必要があります。このため、河川・海岸・道路等の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。
- ▶ 県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修等の実施や、里地里山の保全活動を行うNPO等の取組を支援します。
- ▶ 関係団体等と連携し、買い物の際、地元産品や環境ラベル等の付いた商品を選ぶなど、人や社会・環境に配慮した消費行動（エンカル消費）等を促進します。